

佐伯市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金について

特殊詐欺等被害を防止する機能が付いた電話機及び機器の購入等に要した費用を一部補助します。

1. 補助対象者

電話機等を購入した日において次に掲げる要件をすべて満たす者。

- ・佐伯市内に住所を有し、かつ居住していること。
- ・満60歳以上の者又は満60歳以上の者と同一の世帯に属する者であること。
- ・同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。
- ・佐伯市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び2号に掲げる者及び暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- ・令和7年4月1日（火）以降に対象となる電話機等を購入し設置した者。

2. 補助対象となる電話機等

次のいずれにも該当するもの

- ・補助対象者が購入し、居住する住居に設置するもの。
- ・電話機又は電話機に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するもの。
 - ア) 電話の着信時に相手方に警告音声を発する機能及び通話の内容を自動で録音する機能
 - イ) 迷惑電話番号データベースに登録された情報により、特殊詐欺等の被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信拒否又は警告表示をする機能

3. 補助額（回数）

- ・対象電話機等の購入及び設置に要した費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。
- ・申請は、1世帯につき1回に限るものとする。

4. 持参するもの

- ・佐伯市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・領収書その他の支払をしたことを証する書類（品名、型名又は型番号が記載されたものに限る。）の写し
- ・購入した電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）の写し
- ・申請者の属する世帯全員の住民票の写し（※申請書兼請求書裏面の同意をする場合は省略可）
- ・申請者の属する世帯全員の市税完納証明書（※申請書兼請求書裏面の同意をする場合は省略可）
- ・暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第2号）
- ・通帳

5. 申請期日

令和7年12月26日（金）まで

6. 注意事項

予算に限りがございます。申請を希望される方は必ず、購入前に市民の窓係へお問い合わせください。また、購入前に電話機等の型番をお知らせください。補助対象機種であるか確認いたします。

7. 補助金交付の流れ

- ①購入予定の電話機等が補助対象機種であるか市民の窓係へ確認
- ②対象電話機等の購入
- ③補助金の申請及び請求
- ④交付決定者へ補助金の支給

【問い合わせ】佐伯市役所市民生活部市民課市民の窓係 22-3399

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

佐伯市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

佐伯市長 富 高 国 子 様

住所
氏名
電話番号

佐伯市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金の交付を受けたいので、佐伯市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請及び請求をします。

また、私の自宅において電話機等の設置状況に関し調査及び確認をすること並びに大分県警察に電話機等の貸与に関し調査及び確認をすることについて同意します。

記

- 1 購入及び設置に要した金額 円
- 2 交付申請額及び請求額 円

3 口座振込先

金融機関		種別	口座番号						(フリガナ) 口座名義人
銀行	本店	普通							
金庫	支店	当座							
組合	出張所	その他							

4 添付書類

- (1) 電話機等の購入又はその設置に係る領収書その他の支払をしたことを証する書類（品名、型名又は型番号が記載されたものに限る。）の写し
- (2) 取扱説明書その他の購入した電話機等の機能が確認できる書類の写し
- (3) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（※裏面の同意をする場合は省略可）
- (4) 申請者の属する世帯全員の市税完納証明書（※裏面の同意をする場合は省略可）
- (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第 2 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(裏)

私の世帯の住民基本台帳及び市税の納付状況について、佐伯市長が関係公簿等を照会・調査することに同意します。

年 月 日

氏名 (自署)

様式第 2 号（第 6 条関係）

暴力団関係者でない旨の誓約書

私は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。
なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
- 4 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 6 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

佐伯市長 富 高 国 子 様

住所

（フリガナ）

氏名（自署）

生年月日 年 月 日

※ 市では、佐伯市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団員等でない旨の誓約をお願いしています。